

2012. 4. 15 / Vol. 37

1880年代教育史研究会 ニュースレター

第 37 号

目 次

[連載]

- 神辺 靖光 「学校をめぐる逸話と風景 (11)
敗北の大名 30 名でつくった学校」 …………… 2
- 神辺 靖光 「本校分校支校、学校配置網覚書 (2)」 …………… 3
- 富岡 勝 「木下広次をめぐる人びと (1)
一木下助之について」 …………… 4

[個人研究]

- 谷本 宗生 「本郷・帝国大学の周辺地域について」 …………… 7
- 田中 智子 「高等中学校経費地方税支弁停止への過程」 …………… 8

[例会]

- 谷本 宗生 「定例大会の概要 (2012 年 3 月 18 日)」 …………… 9
- 田中 智子 「特別例会の概要 (2012 年 4 月 7 日)」 …………… 11

- [お知らせ] …………… 12

[連載] 学校をめぐる逸話と風景 (11)

敗北の大名 30 名でつくった洋学校

神 辺 靖 光

全国地方教育史学会の通信 122 号に、本年大会シンポジウムの主題は「明治期における華族(大名華族)の動向と地方教育」とあった。これまでにない斬新なタイトルである。脳裏にひらめいたのは 1886 年の諸学校通則によってできた管理中学校である。西日本に多いが、大名華族の寄附、または大名を筆頭とする教育義会の資金で高等中学校や尋常中学校ができた。

管理学校の出現は、廃藩置県以来、東京に集められて逼塞していると思われていた大名華族が、実は隠然たる力を持っていて、旧領地の中学校振興に尽したように見える。大名華族が顕在化した事件である。大名華族は 1880 年代ごろから金融、鉄道、その他の事業に手を出しはじめるが、廃藩直後は学校に資金を提供するものが多かった。旧領地の藩校のあとをひく学校に金を出す例も多いが、ここでは東京居住の大名華族が大勢組んでつくった洋学校・勸学義塾について述べよう。

明治 5 年 2 月、東京愛宕下大名小路の一角(現港区新橋 3 丁目あたり、J R 新橋駅西側に近い)旧苗木藩(美濃)上屋敷・遠山邸に勸学義塾が開校した。学校長は旧下館藩主(常陸)石川総管ふさかねと旧三上藩主(近江)遠藤胤城たねきである。教師は大学南校少助教・秋山政篤以下 6 名と英国人ランベルト、イザークの 2 名である。英語と数学を教えた(明治 6 年・開学明細書)。

当時、東京で大名華族が開いた学校は 8 校あるが、勸学義塾が異色なのは結社同人(現在の学校法人理

事のようなもの)が大名華族 30 人もいることである。試みにこの 30 人の来歴を調べてみた。彼らは全員、徳川譜代の小大名で 2、3 万石程度、全員 1880 年代に子爵になっている。封地は散らばっているが東海、関東に多い。戊辰戦争で官軍と佐幕にはさまれ去就を決め兼ね、苦勞の末、新政府についた面々であった。この敗北大名華族 30 名が結束して、これからの日本再建のために洋学校をたてたのである。彼らの弁、開学趣旨が、明治 5 年 2 月の「新聞雑誌 29 号」に載っている。長文なので要約しつつ、彼らの直接の筆も垣間みよう。

今の日本に必要なのは人材である。しかるに今の政府には人材がない。人材は学問によって得られるのだからわれわれは同志力を合わせて資財を出し学校をつくるのだと述べた後、一転、反省懺悔する。

僕等久シク封土ヲ預リ惰弱ニシテ藩籬ノ固ヲ為ス事能ハズ。向ニ封土ヲ廢セラレ今又職事ヲ免セラレハ(版籍奉還と廃藩置県のこと)畢竟僕等職ヲ辱メタルニ依レリ。実以戦慄ニ不堪。…何ノ顔セ有テ世ニ立ンヤ

維新の動乱に右往左往してなすことを知らず、敗北の身を東京新政府下に集められた。この屈辱の歎きであろう。この屈辱からの立ち直りを学校にかけ、後進に託したと言えよう。

勸学義塾は 1874 年から私立外国語学校に公認され、77 年から私立中学校になった。生徒は 40 人前後、80 年代にはなくなったようだ。

[連載]

本校分校支校、学校配置網覚書（2）

神 辺 靖 光

新潟県は可住面積が広く 1870 年代、全国一の小都市散在県であった。近世、小藩が立ち並んでいた理由もあるが、70 年代後半には 9 箇の町村立中学校ができた。早いものは 72 年にできた新発田学校と長岡学校である。次いで 73 年、高田学校ができた。いずれも在地の有志がたてた洋学校である。そして県庁所在地新潟には官立英語学校があった。

文明開化を奉じ、学校の普及を使命と考える県令楠本正隆は 73 年、一つの小学校ができるとその周辺に 2 乃至 3 の分校をつくらせた。同じ発想で、同年、新発田、長岡、高田の洋学校を官立新潟英語学校の分校にしたのである。可住面積は広いが、急峻な山と信濃川、阿賀野川の本流、支流に遮られて交通は不便だ。冬の積雪は歩行困難にする。これが分校を作らせた理由だが、小学校にあてはまっても、新潟本校と高田分校のような遠隔地にはあてはまらない。洋学校の場合は分校の教育を本校で監督させようとした統制化の強いものであった（「小学設立方法」「分校処分目的」府県史料・新潟県史料）。各地の洋学校は在地の有志が独自にたてたものである。統制には不満が騰がる。75 年、新しく県令に着任した永山盛輝は分校の制を解いた。以後、新潟県では各地に町村立中学校が続出した。

福岡県は筑前 15 郡、筑後 10 郡、豊前 6 郡の 31 郡からなっていた。そして福岡藩 52 万石（筑前）、久留米藩 21 万石（筑後）、柳河藩 11 万石（筑後）、小倉一豊津藩 15 万石（豊前）の 4 大藩が威を張っていた。

77 年にはこれらの城地に 4 中学ができるが、79 年の県会の決定により、80 年、次のような本校・分校関係をつくった（名称はみな地名）。

筑前 福岡中学本校・・・函崎分校、前原分校
 芦屋中学本校・・・直方分校、宗像分校
 甘木中学本校・・・飯塚分校、思川分校
 筑後 久留米中学本校・・・山内分校、田主丸分校
 柳河中学本校・・・橘分校、江上分校
 豊前 豊津中学本校・・・八屋分校、小倉分校、
 香春分校

実に 6 中学校 13 分校を開設したのである。この時期、19 県立中学校をつくった府県は外にない。新設の芦屋、甘木の 2 中学は旧 6 中学区に各 1 校という思想からできたのだが、本校も分校も一律 4 年制、同一教則というのであるから本校分校の意味はわからない（『文部省第八年報』『福岡県教育史』）。しかし実態を分析した新谷恭明氏によると分校には校長がいなくて、本校校長が監督した。分校は教則通りの授業をしなくてもよく、小学校よりやや高い授業を二、三科目やればよい。本格的な中学教育を受けなければ本校にゆけばよいということである（『尋常中学校の成立』）。つまり分校は准中学校の扱いであった（『長崎県教育史』）。これらの分校は 80 年代、中学校の「正格化」が進むと各種学校になったり、高等小学校になったりした。

信濃一国を県域とする長野県は県民性というのであろうか、常にまとまろうとするし、県民の均等化

をはかる。中学校の設置もそうで、はじめは各中学区に一枚を、郡制後は各郡一枚の中学校設置をはかった。しかし山嶽重々たる過疎地に中学校はたてられない。結局、人が集る善光寺、佐久、松本、伊那の四平(たいら)に、長野中学、上田中学、松本中学、飯田中学をつくった。しかし、「中学校教則大綱」によって教則が高度になると四校均一に初等高等計6年制中学は維持できなくなった。そこで84年、長野中学を本校として初等4年高等2年の6年制とし、他の3校は支校として初等科だけの4年制とした(拙著『明治前期中学校形成史〔府県別編〕』)。因みに分校と支校は同義語である。支は“ささえる”の意味もあるが枝の意味もある。子孫を枝葉(しよう)とも言う(簡野道明『字源』)。鉄道の幹線に対する支線を俗語で枝(えだ)線(せん)と言い、支線の小駅を枝駅(えだえき)と蔑称した(元国鉄職員に聞いた話)。

「中学校教則大綱」に適格するために県内首位の中学だけを初等高等6年制にし、他を初等科に止めた例は他にもある。愛媛県もその一つである。即ち松山の第一中学だけを初等高等科とし、高松(当時、香川県はない)の第二中学、宇和島の第三中学は初等科に止めた。しかし本校、分校・支校の名称は用いなかった。

初等科から高等科に進学する体系を本校分校で制

度化したのは山口県である。山口県は旧毛利藩領をそっくりそのまま県域にした唯一の県である。それで旧毛利藩、俗に言う長州藩の萩にある藩校と山口にある藩校(これも例外的である)、及び支藩の岩国、徳山、豊浦の学校を加えて1880年、県立5中学校をつくった。「中学校教則大綱」ができると山口中学校だけを高等科初等科の本校として他の4校は初等科だけの分校とした。これだけならば他県と変わらないが、山口県の分校は本校の高等科に進学する階梯にしたのである。そしてそれを86年の「中学校令」による高等中学校への進学学校へつなげた。即ち本校山口高等中学校を文部大臣管理の高等中学校に昇格させて、山口中学校初等科を含めた初等科5学校を山口高等中学校の予備校にしたのである。

高等中学校も予備校も防長教育会の経営である。高等中学校の校長は予備校の校長も兼ねて総長とも呼ばれた。高等中学校を本校と呼んだが、分校の言葉はなくなり、予備校は正式の名称になった(『山口高等商業学校沿革史』)。

1870年代から仏教諸派が大教校、中教校、小教校等の名で僧侶教育を開始するが、80年代に全国に展開し、90年代には大学、中学を名乗って俗人にも門を開く。本校、分校の関係は？キリスト教の学校拡張とどう違うか。次号に続けよう。

[連載]

木下広次をめぐる人びと(1) —木下助之について—

富岡 勝

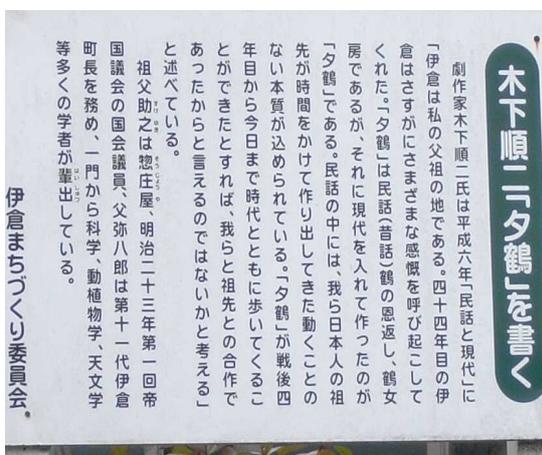
ニューズレター第36号で、「木下広次に関係の深い人びとについて、わかったことを随時気楽に投稿

する」と述べたので、これを連載化していきたい。

第1回は、広次の叔父であり、養父である木下助

之をとりあげる。広次の妻、常が助之の娘であること、1876年12月の広次の「在仏雑記」が主に助之に宛てて書かれたものであることなどから助之に注目している。

熊本県立図書館には、助之の孫にあたる劇作家木下順二氏（故人）から助之の日記などが寄贈され、木下文庫として公開され、同館のOPACでも検索可能となっている。



玉名市伊倉の助之家塾跡に立てられていた案内板（富岡撮影）。木下順二は戯曲「風浪」を執筆する際に祖父助之の日記を参考にしたという。

助之の日記は、幕末から明治にかけての克明な日記として著名であり、玉名市立歴史博物館ころろびあ資料集成第四集と第六集として『木下助之日記（一）』（2001年）、『木下助之日記（二）』（2008年）が刊行されている。玉名市歴史博物館ころろピアにも、書簡を含む助之の関連資料が寄贈され、1999年に同館の資料集成第二集『木下順二氏寄贈 木下文庫文書目録』（目録作成編集は同館の村上晶子氏）として公表されている。

玉名市伊倉にある助之の墓碑を書き起こすことで、助之の略歴を紹介しておきたい。

君諱雅隆通称徳太郎後改助之木下右衛門
君第四子文政八年十一月生嘉永元年為
国均君養子元治元年〔?〕権勘定所根取慶応
三年転内田手永総荘屋兼代官明治元年
転南関手永兼代官如前明治二年進藩中
小姓任吟味役明治三年賜禄百石任会計
局主計既而免職応唐津藩招聘更革藩政
五年任東京府八等出仕後累転太政官及
左院出仕七年転東京府大属九年罷官家
居十二年選県会議員為議長十三年任玉
名郡郡長十六年罷廿三年選衆議院議員
三十二年一月廿一日以病没寿七十五始
配国均君女先没生二南六女長天次子弥
八郎嗣家継娶福島氏生二男曰季吉曰熊
雄遺命分産君為人方正嚴肅思慮周密幼
年習武術及服政務以興利除害自任如金
穀出納及農政水利其所最用意而造兵器
興学校起産授業亦復不少官褒之賜章衣
金銀者数矣私諡玄格院尚貞保泉居士

明治三十四年季一月建立

『木下助之日記（一）』に、同館の森高清氏によって助之の年譜がまとめられているので、これを参考にして以下、もう少し詳しく説明してみたい。

木下助之（1825年～1899年）は、菊池木下家の木下右衛門の四男として生まれ、長兄に木下躰村がいる。1848年に玉名郡の南関手永（手永とは、近世に細川氏が豊前、肥後で設けた地方行政単位）の総庄屋をつとめていた木下初太郎（国均）の養子となり、初太郎の補佐役となった。

熊本藩の命で西洋銃の制作研究や櫛や紙・楮など

の御用懸などをつとめ、元治元年（1864年）には勘定所主幹に抜擢され、慶応3年（1865年）には玉名郡内田手永の惣庄屋兼代官、明治元年（1868年）には南関手永惣庄屋兼代官に命じられている。

学問の力も認められ、慶応4年（1868年）には時習館訓導助勤・学校方奉行触に任じられた。

明治2年（1869年）には中小姓役吟味役となり、翌年（明治3年）には会計局主計に任じられて禄百石を賜った。

この明治3年には唐津藩に招かれて藩政改革に貢献し、明治5年（1872年）には上京して、東京府八等出仕を命じられ、太政官・左院へ移ったのち、1874年（明治7年）には東京府大属・郷村取扱課長心得に任命され、東京府荏原郡等々力村（現世田谷区）の灌漑治水工事などで顕彰されている。

1876年（明治9年）には東京府大属を依願免官となり、熊本に帰って熊本県第三小区議員、第七大区議員兼務、熊本県会議員兼務幹事となり、高知改良や灌漑、水防に尽力した。

1878年（明治11年）には伊倉小学校の教師となっている。このあたりの事情はまだ詳しく理解していないが、学制発布後に初太郎が私学「じゅん新舎」を開設して学制に則った学校教育を開始して伊倉小学校の源流となっていることと関連しているであろう（伊倉小学校の源流については、玉名市立歴史博物館ころびあ第2回学校展の概要説明を参照。

<http://www.city.tamana.lg.jp/kokoropia/deta/kaiko/kyouiku/gakkou2.html>）。

翌1879年には、熊本県会の議員に推挙されて就任している。また、この年、西南戦争で疲弊した民力

回復と士族授産のために力食社を設立した。1880年（明治13年）には玉名郡長となり、1890年には衆議院議員に当選している。



伊倉鍛冶屋町、助之家塾跡辺の風景（富岡撮影）。伊倉には中世以来のたたずまいが残されている

助之に関する研究論文としては、池田勇太「明治初年における木下助之の百姓代改正論について」（『史学雑誌』史学会、第118編第6号、2009年5月20日）が詳しい。このなかで池田は、「明治維新における人民の参政という課題の登場が、西洋政治思想の翻訳・導入というだけでなく、儒教的な理想主義の側からも、廃藩置県後の自由の拡大を追いかけるかたちで模索された姿」として、助之の郷村編成構想、百姓代改正論、民会論を論じている。助之は、1873年（明治6年）に太政官に百姓代公選についての建白書を提出するなど、郷村再編案を研究するだけでなく実際に建白も行っており、地方自治の成立史における重要人物であったのかもしれない。

池田論文によれば助之関連論文として、助之の地租改正論についてとりあげた丹羽邦男「地主制創出の政治過程について」（歴史学研究会編『明治維新と地主制』岩波書店、1956年）、助之が幕末の銃砲製造に関与したことを紹介した箕田勝彦「幕末期熊本

藩における銃砲の製造（一）」（『歴史玉名』47、2002年）もある。

先月、玉名市歴史博物館こころピアを訪問して木下家文書を閲覧した際、広次と助之の結びつきを示す書簡を見ることができた。広次も助之の郷村編成

構想や地方自治論に共感していたことがうかがわれ、もしかしたら助之の地方自治観と広次の第一高等学校における生徒自治に対する姿勢との間に共通点が見られるのではないかと、とも思われた。このことは、別の機会に検討してみたい。

[個人研究]

本郷・帝国大学の周辺地域について

谷本 宗生

高円寺で開かれる定例研究会の前日、ようやく文京区ふるさと歴史館（〒113-0033 文京区本郷4-9-29）の収蔵品展「伯爵家のまちづくり 学者町・西片の誕生」を見学することができた。展示解説などによれば、現在の文京区西片（にしかた）1丁目、2丁目は、そのほとんどが旧駒込西片町にあたるという。旧福山藩の阿部家中屋敷があり、明治5年ころ阿部家差配人が駒込片町の住人らと話し合っ、中山道の東側を駒込東片町、西側の旧武家を駒込西片町としたとされる。明治初期、阿部家では殖産興業の一環として邸内に桑や茶を植えたり、養蚕室を建てるなどして、製茶や養蚕に力を注いでいたことが、今回の収蔵品展からよく私にも理解することができた。

歴史館での展示見学後に、手元にある関連する文献などを気になって調べてみると、興味深いことが補足的にうかがえる。文筆家・馬場孤蝶（1869～1940年）「古き東京を思ひ出て」『明治の東京』（1942年）には、「西片町の台—そこも茶畑であつた—から眺めると、白山下のところはずつと水田であつて、畦間のはしばみなどの雑木のひよろひよろと立つてゐる

景色が、夕方などは何ともいへずもの淋しく見えた。」と、明治初期の西片町が記されている。ところが、1890年代以降になってくると、阿部家は殖産から借地・借家業へ、さらには不動産・宅地開発へと転換していったことが、閑静な住宅街・学者町の西片が誕生する契機となったようである。

いっぽう、帝国大学正門の向かい側に位置する森川町は、学者町・西片に対して、学生書生の町であったと称される。学生や書生らを主とする下宿屋や質屋などが森川町一帯には多数存在し、大学前と俗称されるほど地方から上京してきた学生らが下宿、寄宿先から通学する光景が日常的であったという。当然ながら、学校の歴史を振り返るには、学校周辺の地域についても注目しておかなければならないものと思われる。本郷のほかにも、東京でいえば、三田、早稲田、神田神保町などは歴史ある学生街・大学街である。学校史や教育史では、学校周辺の地域の歴史的な変遷をいかに重要と捉えて、その関係記録を把握しておくのか、なかなかの難問である。

司馬遼太郎（1923～1996年）「本郷界限」『街道をゆく』37（1996年）を読んでもみると、「福山坂」の

章には「江戸時代の福山藩邸は六万坪ほどあったらしい。明治後、そのうちのいくらかを自邸用にのこして、他を町地として開放した。つまりは、建てぬしは土地を阿部家から借りるというかたちになった。…夏目漱石も、明治三十九年（一九〇六）十二月、本郷区千駄木五十七から本郷区西片町十のろの七号（現・文京区西片一丁目）に転居し、翌年九月、早稲田南町七に移るまで、小一年住んだ。阿部藩邸あとの住人だったことになる。…当時、西片町は「学者町」などといわれた。阿部藩邸あとの西片町は、空閑地であったころから東京大学につとめる学者をあてこんで建てられていったものらしい。…写真と

して遺っている西片町の漱石宅は、階下南側（？）の廊下がガラス障子でおおわれていて、冬の住まいとしてはよさそうな感じである。小さな二階がついている。…移った翌年の明治四十年三月、朝日新聞社から入社のおすすめがあったとき、その話に乗った。漱石はためらいなく東大と一高に辞表を出し、九月、本郷とも訣別した。…漱石のこの行動によっても、本郷の住宅街が大学へ通うためのまちだったことがわかる。」と、記されている。本郷の西片町がどのようなところであったか、漱石の例などを挙げて読者に分かりやすく示している。

[個人研究]

高等学校経費地方税支弁停止への過程

田中 智子

『明治以降教育制度発達史』第三卷（1938年、以下『発達史』）によると、「明治二十一年八月七日内務、大蔵、文部三大臣より府県知事に対し、高等中学校経費を地方税に於て分担することは、明治二十二年度以降当分之中止する旨を訓令した」（183頁）。この法令の存在は、高等学校研究者の間でも共通見解になっているとみてよいだろう。筆者は、大まかにいえば、これをもって高等学校の府県連合学校的性格が消滅し、「官立」高等学校が成立したとみており、とりわけこの法令を重視していることを自覚・自任している。

だが、大きな位置づけを与えている割には、その発令に至る過程や、法令自体の性格については、あまりにも不明な点が多く、自分でも論証の危うさを

感じてきた。

先日偶然、ある関連史料を目にする機会に恵まれたので、これを機に、足元固めを進めてみたい。

まず、『発達史』の記述の典拠は何か。前掲引用の次に、「明治二十一年八月九日官報所載内務省報告に拠る」と明記してある。そこで念のため、官報（第1534号）所収の文章もそのまま引用しておこう。「高等中学校経費ニ関スル訓令 一昨七日内務大蔵文部三大臣ヨリ高等中学校経費ヲ地方税ニ於テ分担スル儀ハ来二十二年度以降当分之中止ムル旨府県知事ヘ訓令セリ（内務省）」。となると、各府県の行政文書にはこの訓令が残っているはず、ということになるが、この件については後で検討することにする。

さて、この訓令発令の背景について筆者は、1887

年12月9日の滋賀県会、12月22日の兵庫県会、あるいは12月24日の京都府会が決議した、高等学校経費に関わる建議書（各府県会議長名、内務大臣山県有朋宛）の存在を指摘し、地方税による支弁額の決定方法、ひいては地方税による支弁そのものに対し、府県からの反発が公文として示されていたことを挙げた（拙著『近代日本高等教育体制の黎明』第六章第三節（2）参照）。しかし、1887年12月（上記府県による建議）と1888年8月（三大臣の訓令発令）との間にどのような状況推移があったのかは、不明のまま検討課題に残さざるを得なかった。先日出会った史料は、この間の動きを考える手がかりとなるため、以下全文掲載しておく。

高等学校経費ノ件ニ付建議

一 高等学校経費総額ハ文部大臣之ヲ定メ其半額ハ国庫其半額ハ区域内地方税ヲ以テ之ニ充ツルノ制ニシテ其地方税ヲ徴スルハ学校所在地ノ知事ノ任トス

此制タル何等ノ理アリ何等ノ便アルヤ実地ニ就テ之ヲ考究スルニ未タ其理ニ適スル所ト其事ニ便ナル所ヲ知ラス却テ地方事務ニ於テ其実タルヲ観ル抑此学校ノ性質タルヤ実ニ国庫ノ経済ニ属スルモノナリ然ルニ半額ニモセヨ其物件所有ノ權ナキ地方税ヨリ之ヲ支出スルノ理アランヤ又地方負担ニ非サルモノヲ

該地方税教育費中ニ編入スルカ如キ毫モ其理義ニ適合スル所ヲ觀ス且ツ夫レ僅ニ分割徴収ノ事ニ就キ故ラニ議員ヲ集メ之ヲ協議シ為メニ各知事ニ往復通信數回ヲ要シ若シ熟議ニ至ラサルトキハ所在地知事ハ獨リ其処置法ヲ失スルノミナラス議事ノ如キモ其經濟ヲ知ラスシテ支出金ヲ徴スルノ議按ヲ發シ又之ニ要スル費用ノ多キ等是レ不便ト謂フヘシ加之其結果ハ議會ト地方官ノ間気味円滑ヲ損スルノ元素トナリ地方官民之ヲ快シトセサルノ憂アランコトヲ恐ル便チ客年第一回ノ會議ニ於テ其弊已ニ各地ニ波及スルヲ觀ル故ニ此制ハ実地ニ於テ尚不完全ナル所アラン敷宜シク其費用ハ純然經濟ノ原則ニ從ハセラレ全ク国庫ノ負担ニ帰属セラセンコトヲ要ス是レ町村制実施ニ關係セサルカ如シト雖モ其地方税ノ負担ヲシテ輕カラシムルハ即チ間接町村ノカヲ助クルノ一端ナリ前陳ノ事實御深慮ノ上御採択ヲ蒙ラハ幸甚ノ至ニ奉存候此段謹テ建議仕候也

各府県知事惣代

明治廿一年二月廿九日 東京府知事男爵高崎五六
内務大臣伯爵山県有朋殿

（島根県立公文書センター所蔵『自明治二十一年至明治二十四年 地方官會議書類 秘書課』所収）

（以下続く）

[例会]

定例大会の概要（2012年3月18日）

谷本宗生

2012年3月18日（日）、午前10時過ぎ東京高円寺・神辺顧問邸に参加会員（三木、佐喜本、荒井、

田中、富岡、神辺、谷本）が定例研究会として集った。会の冒頭で、事務局の富岡氏から、今研究会の

役割分担について、司会進行：三木会員、レジュメ
 発送：田中会員、記録作成：佐喜本会員（谷本：代
 行）といった確認がなされた。今研究会では、前回
 欠席している会員の研究報告・研究計画などをまず
 優先的に行うこととして始められた。

三木会員からは、従来から継続的に調査している
 1890年代の佐賀県の中学校について報告がなされ
 た。佐賀県教育史などを基本的に参考としながらも、
 三木会員なりの研究の独自性をいかに強調していく
 のかといった点が議論として挙げられた。たとえば、
 鹿島中学校が1889年に第五高等中学校の予備門と
 なる指摘されているが、これはどういうことを意
 味するのかなどは先行研究にみられない興味深い視
 角ではないかと感じられた。

三木会員の報告及び質疑応答を終えて、ちょうど
 午前の部会は終了した。正午になり、神辺邸にて出
 前のお寿司を皆で食べながら30分ほど雑談に興じ
 た。午後の部会は、まず佐喜本会員から2012年度の
 熊本調査について報告がなされた。とくに、教科書
 や教育課程に着目していくという姿勢が感じられた。
 佐喜本会員を含め、富岡会員らは3月の定例研究会
 終了後に京都などで教育課程や教科書などに着目す
 る学習会の開催を企画するとした。

荒井会員からは、精力的に行っている研究活動の
 展開について報告がなされた。1870年代研究との連
 続と非連続について、山形県の尋常中学校成立史研
 究、文部省管理中学校・山口高等中学校研究などに
 ついて強調された。調査・収集活動としても、地域
 指導者の日記、管理中学校の学校年報、森有礼の東
 北演説記録、工部大学校関係資料などを意識してい

きたいとした。今回の科研費調査（高等学校）に
 とどまらない、荒井研究のスケールの大きさ、研究
 の広がりや深さを感じる内容であった。

田中、谷本、富岡らの会員からは、簡略なかたち
 で科研費調査研究の報告が順次なされた。田中会員
 は、第三区の調査を継続実施して15府県すべての調
 査を終えたという。次回のニューズレターや紀要・
 年報などでその成果を報告予定とした。神辺顧問か
 ら、田中会員が学位研究を纏め近く刊行される文献
 には注目したいという指摘があった。谷本会員は、
 第四区の調査活動を一区切りとし、その成果につい
 ては第3年報で纏めたとした。今年度以降は、帝国
 大学関係資料を主として用いて、渡邊総長下の高等
 中学校や帝国大学の動向について分析していきたい
 とした。富岡会員は、東書文庫などの教科書を丹念
 に調査する活動と並行しながらも、木下広次をめぐ
 る人々について、第一高等学校寄宿舎自治制導入
 過程（皆寄宿舎方針の採用）、第一高等学校一覽の
 生徒データ分析、を野心的に行っていききたいとし
 た。欠席の鄭会員の報告は提出されたレジュメに基づき
 回覧された。大木喬任、芳川顕正、松井直吉らの関
 係文書を丹念に調査し、文部官僚らのネットワーク
 を地道に解明していこうとする姿勢が感じられた。

ひととおり参加会員らの研究報告・質疑を終えて、
 16時からは今後の研究会運営などについて率直な
 話し合いがなされた。事務局の富岡会員から、先例に
 従うとすれば今年度の教育史学会大会は東京・お茶
 の水女子大学で9月下旬に開催予定であるゆえ、年
 報4号の原稿執筆締切りは7月末としたいと提案が
 あり、参加会員らの静かな？了解がなされた。次回

6月の高円寺・定例研究会で、各自の執筆構想を報告検討することとした。なお年報1号は在庫僅少の旨、田中・富岡会員からの指摘があり、話合いの結果として研究会のホームページで全文掲載することとした。また恐縮ながら、従前号同様に年報4号の編集発送作業は富岡会員・田中会員ら京都班にお願いすることが了解された。

定期刊行物である研究会ニューズレターの作業については、今後京都班から九州班に移行し、編集：佐喜本会員、印刷発送：三木会員で行っていくことが提案され、一同の了解を得た。また田中会員から、研究会刊行物の転載方について議題が挙がり、加筆転載などを行う場合は例会開催の際や研究会のメーリングリストを介して、荒井代表または富岡事務局にその旨を連絡することなどが確認された。会代表の荒井会員からは、今後のこととして、今回の科研費調査研究会が終了した後のことも、各自を含め考えていかなければならないであろうと問題提起がな

された。1880年代教育史研究会全体としても、継続的に第二次の科研費申請（3～4年程度）を行っていくのか、また研究会の実際メンバーも現在の所属メンバーと新規会員の参加を含め変更交代していくこともあり得るのかなど、検討していかなければならないとした。

17時過ぎ、予定された議題も話合いが済み、3月の定例研究会は閉会となった。なお、小宮山会員、福井会員、鄭会員は事情もあり残念ながら欠席されたが、定例研究会だけにとどまらず、ニューズレターや研究年報、研究会のメーリングなどを積極的に介して会員間の情報交換や研究討議が少しでも進展していけばと思われる。その意味では、本研究会・例会から派生した京都班を中心とした学習会・特別例会の企画開催などはユニークな試みと感じられ、継続的に発展展開していくことを期待したい。

以上

[例会]

特別例会の概要（2012年4月7日）

田中 智子

今回、初の試みとして、特別例会と称し、通常例会のサブグループ的な活動を行った。場所は同志社大学臨光館の424号室（田中の研究室）、参加者は、カリキュラム班+京都班=富岡・佐喜本・鄭・田中の各会員であった。15時より20時まで、四方一瀬『「中学校教則大綱」の基礎的研究』（梓出版社、2004年）の読書会および今後のカリキュラム班の具体的作業についての検討会を行い、その後食事をし

ながら、雑談も交えつつ、今後のニューズレターや年報の刊行計画についても話し合うことができた。

四方著書（報告担当は第一章：鄭、第二章：田中、第三章：佐喜本、第四・六章：富岡）を読み、次のような意見が出た。①文部省と大阪中学校との関係：大阪中学校は本当にモデルといえるほどの特別な存在であったか。折田は本当に「大綱」のプランナーと評価できるのか。文部省側の主導者は辻新次

なのか、誰なのか。②地域性：四方が分析した東京府のような文部省に抵抗的な動きは、他にみられるのか。例えば大阪府はどのように反応したのか。②本書における「大綱」による画一化との視角：否定視されることの是非、「平準化」との異同、等々。そして議論は次第に、四方が対象としていない 1880年代後半、すなわち我々が問題にしようとする諸学校令期・高等学校制度の捉え方へとつながっていた。

カリキュラム班とは、今回の科研費による研究を、高等学校のカリキュラムに着目して進めようとする会員グループのことであるが、読書会での議論をふまえ、今後数ヶ月かけて、特に大阪（関西）の地域性を意識しつつ、具体的には以下の作業に取り組むことを確認した。鄭会員は、これまで通り、教員

の担当科目や在職期間の整理（特に前身校も含めた第三高等学校の教員）を行うこと、佐喜本会員は、『北野百年史』『史料神陵史』に収載された大阪府中学校と官立大阪中学校のカリキュラムを、時期・学年ごとに一覧化すること（特に数学に着目して）、富岡会員は、佐喜本会員と同様の視角により、入試問題を収集・検討すること。

鄭会員早退、富岡会員遅刻、という制約があり、限られた時間内に報告準備をすることの厳しさもあったが、少々無理をしてでも開催した意義は大きかった。今回の成果に鑑み、同様の第二回特別例会を9月上旬に行うことを決定した。各自は鋭意上述の作業を進め、当日は経過を報告することが合意され、カリキュラム班の研究は一步前進したといえる。

[お知らせ]

・ニューズレター38号の締切日のご案内

年間4号発行するというペースですので、次の締切りは2012年6月30日（土曜日）となります。奮ってご投稿をお願いします。

・次回例会について

高円寺神辺顧問邸にて6月23日（土曜日）の10時から17時まで行います。年報第4号に向けての研究発表が中心となります。

「1880年代教育史研究会」ニューズレター 第37号 2012年4月15日発行	
<研究会連絡先> 「1880年代教育史研究会」事務局 富岡 勝	
〒577-8502 東大阪市小若江3-4-1 近畿大学教職教育部 富岡勝研究室気付	
<E-mail> tomiokamasa@kindai.ac.jp	
<HP> http://home.hiroshima-u.ac.jp/komiyama/1880/	
<原稿送付先> 鄭 賢珠	
〒606-8172 京都市左京区一乗寺河原田町37-1-413	
<E-mail> hyunjung4@hotmail.com	